

【菊大路文書】 山城

101

うりわたす

かゞのくにやわたの御りやう、のみやしやうのそうくも
んしき、おなじきやしき、みやうでんはくのこと。
くだんのみやうでんは、(通)せんかくぢうだいさうでんのそ
りやうなり。しかるを、せんかく一人のこなきうゑに、
お、やけわたくし、たねんかまくらて、(に股カ)せせうのあいだ、
たいらのうぢ、ほうこうくらいをいたすによりて、ゆづ
りうるところ也。しかるをせせうのあひだ、くそうのな
かより、さしやうようとうなきゆえに、うぢの女りせん
をもと、八十二くわんもんニからするところニ、せんか
くかたきのためニころされてのち、ぜにぬしニせめらる
ゝによりて、そのわきまへをいたさんがために、くだん
のくもんしき、みやうでんはく、せうもんそをあひぐし
て、(備)いやさとのに、百二十くはんのせに、ゑいたい
うりわたしたてまつりぬ。よてのちのために、うりけん
のじやうくだんのごとし。

(文永)ぶんゑい七ねん五月廿日

たいらのうぢ 在判

(平氏女が能美郡能美莊の惣公文職に補せられたる
ことは、文永六年三月の條に見えたり。)

【菊大路文書】

1011

乃美庄惣公文職并同名田畠事、令買得給由承候畢。誠故
違覺、入流利錢質候之處、令請出彼證文等、御傳領條尤
本意候。供僧方不可異議候。每事期後信候。恐々謹言。
(文永七年)

九月十日

供僧長老法眼承能 在判

彌里殿 御返事

【菊大路文書】

1011

乃美庄惣公文職并同名田畠事、令買得給由承候畢。可存
其旨候。誠故違覺、入流利錢質之處、令請出關東御下
知以下證文等、御傳領之條尤本意候。供僧方不可有異議
候。每事期見參之時候。恐々謹言。

(文永七年)
十二月十八日

供僧長老法眼尊賀 在判

七月廿三日。石川郡白山宮の堂僧等、惣長吏に
入衆の不足を訴ふ。

【白山宮莊嚴講中記録】

104

堂中入衆不足之間、行法定及退轉候次之由、先度委細令
言上候早。抑於庄嚴講者、申勤仕申交達皆以新儀候。
於堂堂者、申勤行申舉狀共以舊規候。而今庄嚴講衆、
以新儀被交取講衆候上、剩爲遮堂僧之舉狀、或童躰或
沙彌受戒以前被交入候之間、於堂中而依無可令舉補
仁候、入衆彌不足、向後猶以此定候者、當堂之勤行令闕
如候事、勿論之次第候哉。取詮者可被止被新儀之交達
候次、將又堂中入衆不足之上者、任先規可令交庄嚴講
衆候次、兩條可蒙御成敗候。凡申庄嚴講之講説、申當
堂之勤行、共以嚴重異他候上者、相互不可存確執之儀
候哉。雖然於庄嚴講衆者、縱雖爲四五人、其講説不可
及闕如候次。至堂僧者、自非十四人者難修勤行之間、
如此取令言上候也。於令滿十四人候者、一切不可申

子細候哉。以此等之趣可有洩御披露候。恐々謹言。
文永七 七月廿三日 堂 僧 等

謹上 大進公御房

(右は堂僧より貫首側に進めたるものにして、左記と
共に廿五日莊嚴講に到來すとあり。)

【白山宮莊嚴講中記録】

105

依堂僧入衆不足、如此被申候。何様可候哉、可有御評定
候次。恐々謹言。
(文永七年)

七月廿五日

惣長吏寛澄 在判

莊嚴講衆御中

(右は惣長吏の莊嚴講衆に與へたる添狀なり。)

【白山宮莊嚴講中記録】

106

御札之趣拜見仕候畢。抑堂僧狀同給了。此條今日者講衆
悉不參會候。追可令申子細候哉。恐々謹言。
(文永七年)

七月廿五日

莊嚴講衆等